

川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市が発注する請負工事において、市内中小企業者の育成及び工事の品質確保を目的とした変動型最低制限価格方式の試行実施に必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 変動型最低制限価格方式は、次の全ての条件を満たす一般競争入札を発注する場合に限り適用することができる。

- (1) 業種「舗装」によるもの。
- (2) 入札参加者が多数見込まれるもの。
- (3) 電子入札対応であるもの。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、変動型最低制限価格方式の適用除外とする工事は次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札によるもの。
- (3) 「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」及び「最低制限価格設定に係る運用指針」により算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）から予定価格の範囲内にあった応札（以下、「有効札」という。）が5者に満たないもの。
- (4) 予定価格超過により、再度入札を行ったもの。
- (5) 「川崎市請負工事受注機会確保方式」を適用するもの。
- (6) その他財政局長が変動型最低制限価格方式の対象とすることが不適当と判断したもの。

(変動型最低制限価格方式の方法)

第4条 変動型最低制限価格方式の対象工事については、入札公告に変動型最低制限価格方式の対象工事であることを明記するものとする。

2 開札を行い、有効札がある場合は、現行の最低制限価格及び予定価格を示

した保留通知を入札参加者に発行する。

- 3 「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」第3条第2項で定める積算疑義の申立ての期限を経過後、有効札が5者以上ある場合は、有効札に記載された金額の合計額を当該入札者数で除した額を求め、当該額から標準偏差を減じて得た額以上当該額に標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の金額を記載した入札書に記載された金額の合計額を当該範囲内の金額を記載した入札書を提出した入札者数で除して得た金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を当該入札の最低制限価格とする。ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額とし、有効札が5者に満たない場合は、保留通知で示した現行の最低制限価格を当該入札の最低制限価格とする。いずれの場合においても、当該入札の最低制限価格以上で最も低い応札を落札候補とする。
- 4 有効札に対する標準偏差は、次の式に基づいて算出する。

$$\text{標準偏差 } S = \sqrt{\frac{(X_1 - m)^2 + (X_2 - m)^2 + \dots + (X_n - m)^2}{n - 1}} \quad X_n : \text{有効札の額 (n 者)} \quad m : \text{有効札の平均額}$$

- 5 当該入札の最低制限価格未満の応札は、「無効」として扱う。
- 6 3により落札候補となるべき同価の入札をした者が二人以上ある時は、くじ引きにより決する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う案件から適用する。